



埼玉県報

第2167号

平成22年3月19日

金曜日

目次

規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可に関する告示\(高齢者福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [古箆田堰柵土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [古箆田堰柵土地改良区の清算人退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [野牛馬立土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)

- [野牛馬立土地改良区の清算人退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [家畜伝染病予防法第五条に基づく検査の実施\(畜産安全課\)](#)
- [保安施設地区の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [西吉見南部土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の開催\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県下水道局出納取扱金融機関の指定\(下水道課\)](#)
- [秩父都市計画下水道の変更\(下水道課\)](#)
- [埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示\(開発指導課\)](#)
- [埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正\(建築安全課\)](#)
- [県道川越栗橋線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道ときがわ坂戸線の道路区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道岩殿観音南戸守線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷児玉線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道北中曽根北大桑線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上尾蓮田線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の廃止\(保健体育課\)](#)
- [長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示\(義務教育指導課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定解除\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定史跡の名称を改めること\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県選択無形民俗文化財の選択\(生涯学習文化財課\)](#)
- [コクチバスのリリース禁止に係る内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十五号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第四第三号口の表の備考五中「久喜市」の下に「（平成二十二年三月二十二日における南埼玉郡菖蒲町並びに北葛飾郡栗橋町及び鷺宮町の区域を除く。）」を加える。

別表第十四第二号の表の備考二中「加えて」の下に「人間のきゆう覚でその臭気を感じることができなくなるまで」を加える。

別表第十五第一号中「北埼玉郡騎西町、北川辺町及び大利根町」を削り、「白岡町及び菖蒲町」を「及び白岡町」に、「北葛飾郡栗橋町、鷺宮町、杉戸町」を「北葛飾郡杉戸町」に改め、同号口中「本蓮四丁目」の下に「加須市大字正能、大字戸崎及び大字道地」を加え、「北埼玉郡騎西町大字正能、大字戸崎及び大字道地」を削る。

別表第十六第一号中「北埼玉郡北川辺町、南埼玉郡宮代町及び菖蒲町並びに北葛飾郡菖蒲町」を「及び白岡町」に、「北葛飾郡栗橋町、鷺宮町、杉戸町」を「北葛飾郡杉戸町」に改める。

別表第十七中「北埼玉郡北川辺町、南埼玉郡宮代町及び菖蒲町並びに北葛飾郡栗橋町」を「及び南埼玉郡宮代町」に改める。

別表第二十四第一号中「北埼玉郡騎西町、北川辺町及び大利根町」を削り、「白岡町及び菖蒲町」を「及び白岡町」に、「北葛飾郡栗橋町、鷺宮町、杉戸町」を「北葛飾郡杉戸町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

規 則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十六号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の付表中「~~寄田町~~ 鱒田町 北三辺町 大和根町」を「~~寄田町~~」に、「~~田~~ 田町 田井町 細橋町 鱒田町」を「~~田~~田町」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 19 日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の 9 の項中「北葛飾郡栗橋町大字栗橋」を「久喜市栗橋」に改め、同表 20 の項中「南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲」を「久喜市菖蒲町菖蒲」に改め、同表 25 の項中「北葛飾郡栗橋町東 6 丁目」を「久喜市栗橋東 6 丁目」に改め、同表 38 の項中「北埼玉郡北川辺町大字柳生」を「加須市柳生」に、「北埼玉郡北川辺町大字向古河」を「加須市向古河」に改め、同表 39 の項中「北埼玉郡北川辺町大字柏戸」を「加須市柏戸」に、「北埼玉郡北川辺町大字向古河」を「加須市向古河」に改め、同表 48 の項中「北葛飾郡栗橋町大字高柳」を「久喜市栗橋高柳」に改め、同表 50 の項中「北埼玉郡北川辺町大字小野袋」を「加須市小野袋」に、「北埼玉郡北川辺町大字柏戸」を「加須市柏戸」に改め、同表 52 の項中「南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲」を「久喜市菖蒲町菖蒲」に改め、同表 69 の項中「さいたま上福岡所沢線」を「さいたまふじみ野所沢線」に改め、同表 71 の項中「岩槻幸手線」を「さいたま幸手線」に改め、同表 83 の項中「大字南篠崎」を「南篠崎」に改め、同表 94 の項中「南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲」を「久喜市菖蒲町菖蒲」に改め、同表 117 の項中「大字久下高畑」を「久下字高畑」に改め、同表 118 の項中「大字礼羽」を「礼羽」に改め、同表 119 の項中「大字志多見」を「志多見」に改め、同表 124 の項中「岩槻市道」を「さいたま市道」に改め、同表 167 の項中「岡部町道」を「深谷市道岡」に改め、同表 171 の項中「菖蒲町道」を「久喜市道菖蒲」に、「南埼玉郡菖蒲町昭和沼」を「久喜市菖蒲町昭和沼」に改め、同表 208 の項及び 209 の項中「さいたま上福岡所沢線」を「さいたまふじみ野所沢線」に改め、同表 211 の項中「北埼玉郡大利根町大字砂原」を「加須市砂原」に、「北埼玉郡大利根町大字北大桑」を「加須市北大桑」に改め、同表 212 の項中「北埼玉郡大利根町大字砂原」を「加須市砂原」に改め、同表 213 の項中「大字上樋遣川」を「上樋遣川」に、「北埼玉郡大利根町大字砂原」を「加須市砂原」に改め、同表 214 の項中「大字下樋遣川」を「下樋遣川」に、

「大字上樋遣川」を「上樋遣川」に改め、同表217の項中「南埼玉郡菖蒲町大字下栢山」を「久喜市菖蒲町下栢間」に改め、同表218の項中「南埼玉郡菖蒲町大字下栢山」を「久喜市菖蒲町下栢間」に、「南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲」を「久喜市菖蒲町菖蒲」に改め、同表219の項中「南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲」を「久喜市菖蒲町菖蒲」に、「南埼玉郡鷺宮町大字西大輪」を「久喜市西大輪」に改め、同表220の項及び221の項中「北葛飾郡鷺宮町大字東大輪」を「久喜市東大輪」に改め、同表233の項中「市道」を「加須市道」に、「大字上樋遣川」を「上樋遣川」に改め、同表237の項中「町道」を「加須市道大」に、「北埼玉郡大利根町新利根町1丁目」を「加須市新利根町1丁目」に、「北埼玉郡大利根町大字道目」を「加須市道目」に改め、同表238の項中「町道」を「久喜市道鷺宮」に、「北葛飾郡鷺宮町大字東大輪」を「久喜市東大輪」に、「北葛飾郡鷺宮町大字東鷺宮土地区画整理事業地内8街区」を「久喜市桜田2丁目6番1地」に改め、同表239の項中「市道」を「幸手市道」に改める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七 九〇七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	
財務局長	一種
組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許センター長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、春日部、越谷、吉川）	二種
警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範	三種

<p> 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） </p>	<p> 主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 サイバー犯罪対策センター所長 </p>
	<p>四種</p>

	<p>生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長</p>	
<p>次席 副隊長 術科教養部長</p>	<p>五種</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人世界剣道武徳和心会
- 三 代表者の氏名
池田 忍
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市稻荷町北八番四十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、世界と国内の剣士及び青少年に対して、剣道を基として武徳に関する事業を行い、世界の平和と青少年の育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人彩花
- 三 代表者の氏名
小松 直樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡神川町大字植竹二百六十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、就労支援及び在宅支援を通じて、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百三二号

秩父市及び小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
秩父市	平成十九年度 平成二十年度 平成二十一年度	地籍図 二十七枚 地籍簿 一冊 地籍図 八十八枚 地籍簿 一冊	強石第二地区 （大滝の一部） 腰越三 （大字腰越の一部）	平成二十二年 三月十五日 平成二十二年 三月十五日
小川町				

告 示

埼玉県告示第四百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1153180037	介護老人保健施設 葵の園・熊谷	熊谷市善ヶ島1324-1	介護老人保健施設	医療法人社団 葵会	平成22年3月1日

告 示

埼玉県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日

二 届出年月日

平成二十二年三月三日

ニ 縦覧期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上福岡店

ふじみ野市上福岡一―八―八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 縦覧期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 鳩ヶ谷店

鳩ヶ谷市坂下町二丁目五番十四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 縦覧期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 所沢花園店

所沢市花園一丁目二千三百十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）合同会社西友

職務執行者 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年三月三日

二 縦覧期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月十九日から平成二十二年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、古笨田堰梓土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所	
監事	内田 利一	久喜市大字北中曾根	一五一八番地
同	武淵 喜一	同 同 同	七七九番地二
同	小峯十百一	南埼玉郡菖蒲町大字三箇	三二五八番地

告示

埼玉県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成十九年七月二十五日解散認可した久喜市の古策田堰畔土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所	
	山田 浩	久喜市大字北中曾根	五六六番地一
	大久保好吉	同 同 台	二四〇二番地二
	砂川喜太郎	同 同 北中曾根	一二六七番地
	関根 友造	同 同 同	一五六七番地
	中野 善治	同 同 同	一二九六番地一
	松岡 正一	同 同 同	一三八六番地
	大熊 泰雄	南埼玉郡菖蒲町大字三箇	三〇七三番地二

告示

埼玉県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、野牛馬立土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所	
監事	中村 寛	南埼玉郡白岡町大字野牛	一〇七四番地
同	菱沼勝右衛門	同 同 篠津	二七四一番地
同	濱田 稔	同 同 野牛	六六〇番地

告示

埼玉県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年四月十五日解散認可した南埼玉郡白岡町の野牛馬立土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	住	所	
大久保元保	南埼玉郡白岡町大字野牛		六八八番地
濱田 巖	同	同	一三〇一番地
矢部 茂榮	同	同	一〇〇〇番地
小島 義男	同	同	二八二〇番地
中村 勉	同	同	六九五番地
中村 郁夫	同	同	九三七番地一
大久保操一	同	同	七七八番地一
安野章三郎	同	同	九〇六番地
町田 孝次	同	同	二六七〇番地
中村甚之丞	同	同	七九〇番地一
大久保清春	同	同	八八三番地三
大久保 勉	同	同	八九九番地
大橋 和雄	同	同	一〇一番地一
濱田 和利	同	同	一五五五番地
大久保作雄	同	同	一一四七番地
濱田 桂司	同	同	六一七番地
濱田 嘉一	同	同	一二九二番地
菱沼 勇	同	同	七八番地
立川 勝巳	同	同	六〇七番地
濱田 延行	同	同	六一〇番地

告 示

埼玉県告示第四百十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年三月十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	埼玉直第 三七八号	肥料の種類	蒸製骨粉	肥料の名称	22・0 蒸製骨粉	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二二・〇 その他の制限事項は、公定規格のとおり	登録の有効期限	平成二十八年三月二十日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号
埼玉直第 六三二号	加工家さんふん肥料	肉かす粉末	10・0 蒸製肉骨粉	10・0 肉粉	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一〇・〇 その他の制限事項は、公定規格のとおり	窒素全量 一〇・〇 その他の制限事項は、公定規格のとおり	平成二十八年三月十六日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号	大田油脂産業株式会社 埼玉県八潮市大字坊541番10	大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座一丁目6番12号	
埼玉直第 三七八号	加工家さんふん肥料	肉かす粉末	10・0 蒸製肉骨粉	10・0 肉粉	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一〇・〇 その他の制限事項は、公定規格のとおり	窒素全量 一〇・〇 その他の制限事項は、公定規格のとおり	平成二十八年三月十六日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号	大田油脂産業株式会社 埼玉県八潮市大字坊541番10	大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座一丁目6番12号	

埼玉園第 六三三号	加十家きんぶん肥料	ダイホウ有機 ₂ 号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有害物質 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	平成二十八年二月十六日	大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座 丁自6番12号
--------------	-----------	-----------------------	--	-------------	------------------------------

告 示

埼玉県告示第四百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

- イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症、馬の馬伝染性貧血、みつばちの腐蛆病並びに豚のオーエスキー病の発生の予防
- ロ 牛のブルータンゲ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している次に掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

- (一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (二) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (三) (一)又は(二)の牛と同一施設内で飼育している牛

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(3) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(4) 腐蛆病

県内で飼育しているみつばち

(5) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要

と認めたもの

ロ 一の口に係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ハ 一の八に係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

四 実施の期日

イ 一のイに係る検査

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ロ 一のロに係る検査

平成二十二年六月下旬から同年十一月中旬までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ハ 一の八に係る検査

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病

(1) 凝集反応検査

(2) 補体結合反応検査

(3) その他の検査

ロ 結核病

(1) ツベルクリン検査

(2) その他の検査

ハ ヨーネ病

(1) 予備的抗体検出法による検査

(2) エライザ法による検査

(3) その他の検査

ニ 伝達性海綿状脳症

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ホ 馬伝染性貧血

(1) 寒天ゲル内沈降反応検査

(2) その他の検査

へ 腐蛆病

(1) 肉眼的検査

(2) その他の検査

ト オーエスキー病

(1) エライザ法による検査

(2) ラテックス凝集反応検査

(3) その他の検査

チ ブルータンゲ

(1) 寒天ゲル内沈降反応検査

(2) その他の検査

リ アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行

熱

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

又 高病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施の細部については、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告示

埼玉県告示第四百十五号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安施設地区の所在場所

イ 次に掲げる土地に存する標柱第一号から標柱第四号までを順次結んだ線及び標柱第一号と標柱第四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

本庄市児玉町太駄字横畑平一四八七、一四八九

ロ 次に掲げる土地に存する標柱第一号から標柱第十三号までを順次結んだ線及び標柱第一号と標柱第十三号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秩父郡小鹿野町両神薄字中原四二五一の一

ハ 次に掲げる土地に存する標柱第一号から標柱第五号までを順次結んだ線及び標柱第一号と標柱第五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秩父郡東秩父村大字白石字夏内八八九の一、八九〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（一）主伐は択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに本庄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十二年三月十二日それぞれ認可した。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

西吉見南部土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第四百十七号

平成二十一年埼玉県告示第千二百二十八号で公示した基本測量（高精度三次元測量・河川事業に伴う水準測量）は、平成二十二年二月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画区域区分

二 公聴会の期日、時間及び場所

平成二十二年四月二十七日 午後二時〇〇分から

鴻巣市あたご公民館

三 公述申出書の提出期間及び提出先

平成二十二年三月十九日から平成二十二年四月九日まで

鴻巣市まちづくり部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課

四 公述申出書の様式

別記のとおり

五 都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

平成二十二年三月十九日から平成二十二年四月二日まで

鴻巣市まちづくり部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県

土整備事務所

六 公聴会に関する問い合わせ

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八 八三〇 五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された鴻巣都市計
画区域区分の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し
し出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ
さい。

(2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第四百十九号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十号

大利根町から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四百二十一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）第二条に規定する事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

出納取扱金融機関	取扱店舗
株式会社武蔵野銀行	埼玉県、茨城県及び東京都内所在本支店
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県及び東京都内所在本支店

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

秩父市長から秩父都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表埼玉県荒川左岸北部下水道事務所内の項を削り、同表埼玉県杉戸県土整備事務所内の項中「白岡町を除く」を「宮代町に限る」に、「松伏町を除く」を「杉戸町に限る」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年三月二十三日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百二十四号

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年埼玉県告示第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は全体計画概要書」を「全体計画概要書又は指定道路図」に改める。

別表埼玉県熊谷建築安全センター内の項中「熊谷市、」を削り、同表埼玉県荒川左岸北部下水道事務所内の項中「羽生市及び北埼玉郡」を「及び羽生市」に改め、同表埼玉県杉戸県土整備事務所内の項中「松伏町を除く」を「杉戸町に限る」に改める。

附則

この告示は、平成二十二年三月二十三日から施行する。ただし、第一条及び別表埼玉県熊谷建築安全センター内の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 県道川越栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
高井九二五番五―地先まで	桶川市大字下日出谷字高井八九〇番一―地先から同市大字下日出谷字	区 間
二五・二〇〃三二・二〇〇	一一・〇〇〃二五・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	一一〇・〇〇	延長 (メートル)
	地方特定道路(街路)整備工事	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 ときがわ坂戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	比企郡ときがわ町大字玉川字伊勢 台一一五番六地先から同郡同町 大字玉川字土橋九一八番六地先ま	区 間
三九・五三	九・七二 六・八九 三二・五七	敷地の幅員 (メートル)
	四二二・九七	延長 (メートル)
	自転車歩行者道整 備工事 玉川工区	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 岩殿観音南戸守線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>東松山市大字高坂字反町九三番地 地先から同市大字高坂字反町一〇九番一地先まで</p>	<p>番一地先まで</p>	<p>東松山市大字高坂字反町九一番地 先から同市大字高坂字反町一一五</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二〇〇〇～一一・六〇〇</p>	<p>一一・八〇〇〇～一六・五〇〇</p>	<p>一一・八一〇〇～一一・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇〇九・〇〇</p>	<p>三八六・一八</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>県道本線舗装工 事 中 の 迂 回 路 の 解 消</p>	<p>土地区画整理事業に伴う道路整備による区域の変更</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>本庄市児玉町児玉字大天白一七〇一 番三地从り同市児玉町児玉字大天 白一七〇三番一地从り先まで</p>	<p>本庄市児玉町児玉字大天白一七〇一 番三地从り同市児玉町児玉字本町 二二三番二地从り先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>九・二〇) 一六・〇〇</p>	<p>七・〇〇) 二〇・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六四・〇〇</p>	<p>一、三九四・九〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>継ぎ mを本庄市へ引き での一二八二・三〇</p>	<p>本庄市児玉町児玉 字大天白一七〇一 番五地从り同市 児玉町児玉字本町</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 北中曽根北大桑線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市大字大室一四番三地从先 から同市花崎三五番地先まで	加須市大字大室八二番八地从先 から同市花崎一丁目二五番六 地先まで		区 間
一 二 ・ 〇 〇 ） 三 四 ・ 二 〇	五 ・ 〇 〇 ） 一 九 ・ 二 〇		敷地の幅員 (メートル)
一 三 〇 五 ・ 〇 〇	二 四 七 七 ・ 〇 〇		延 長 (メートル)
			備 考 一部区間において県道久喜 西線が重複する。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

<p>県道上尾蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市関山三丁目三四五番一 地先から同市関山三丁目三四五番 番地三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年九月十八日埼玉 県杉戸県土整備事務所長告示 第六十号で告示した道路予定 区域の一部供用開始である。 延長三〇・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目六番二十一号 大 久 保 勲

二 建築協定区域

比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四番千二百号他二百九筆

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成二年十月二十三日に行った道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

取 消 番 号	第熊六号
取 消 年 月 日	平成二十二年 一月二十日
取 り 消 し た 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置	二 埼玉県北埼玉郡騎西町大字外川四四六一
道 路 の 幅 員 (単位メートル)	四・〇〇
道 路 の 延 長 (単位メートル)	二十一・六
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	北埼玉郡騎西町 大字騎西三十六 番地一 騎西町長 若山 勝彦

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

指 定 番 号	第熊七号
指 定 年 月 日	平成二十二年 二月一日
指 定 した 道 路 の 位 置	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形二九六一 一 三
道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)	四・〇〇
道 路 の 延 長 (単 位 メートル)	二 十 六 ・ 三
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	大里郡寄居町大 字鉢形三三四 戸澤 正雄

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

指 定 番 号	第熊十一号
指 定 年 月 日	平成二十二年 三月四日
指 定 した 道 路 の 位 置	埼玉県北埼玉郡北川辺町大字栄字向田一 二八七―一
道 路 の 幅 員 (単 位 メートル)	五・
道 路 の 延 長 (単 位 メートル)	三十四・九八
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	北埼玉郡北川 辺町麦倉一四八― 一 北埼玉郡北川 辺町長 倉上皖教

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年三月十五日

指令熊建セ第二一 三八二号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十五日

熊建セ第百六十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大和根町大字旗井字下谷一三一八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大和根町大字旗井一三一八番地 高橋 澄江

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年三月十二日

指令熊建セ第二〇〇〇四九二号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十二日

熊建セ第百五十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足字十三番三四一二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字日出安字三六〇 三

鈴木 志織

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年三月十五日

指令熊建セ第二一 一七一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

熊建セ第百五十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字佐波字北分一四一番五、一四一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字佐波一 九番地四 松村 政男

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年三月十五日

指令熊建セ第二一 一八一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

熊建セ第百六十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字佐波字北分一四一番六、一四一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字佐波一 九番地 松村 泰裕

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年三月十六日

指令熊建セ第二一〇〇五四二号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

熊建セ第百六十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字戸室字八番一―五四番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市神明二 一 二〇 二〇二 OAKI

若山 健二

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令越建セ第二一〇一四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字上栢間字本村三三四四―二、三三四七―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字本村二二三八―五

佐原 一徳

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令越建セ第二一〇一四九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字陣屋四五四六―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字新堀二二八―二

伊勢坊 祐

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令越建セ第二一〇一六五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字陣屋四五四六一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲六四四番地 グリーンビレッジB二〇一

吉川 正

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十一日

指令越建セ第二一〇一五四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字陣屋四五四六―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市西区小新三丁目九―三 リバティシューマE二〇二

片所 恵

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令越建セ第二一〇一六二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字陣屋四五四六―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市大字原市三三三六番地 原市団地四―九―五〇六

尾島 弘一・尾島 由香

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月五日

指令越建セ第二一〇一四一一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字塚田二三三七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲四四八―一 エヴァーグリーンホーム二〇一

須永 行央

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月八日

指令越建セ第二一〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字陣屋三七五一―一、三七五二―一、三七五三―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦一丁目一番一号

コスモ石油株式会社 代表取締役 木村 彌一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月九日

指令越建セ第二一〇〇六七一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字小林字北東三三三〇―一、三三三一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字小林三三三二番地二

加藤 健太

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令越建セ第二一〇一三七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四六八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎字裏五二九―一、五三〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎三七二番地

尾崎 光夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令越建セ第二一〇一三六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四七〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字佐間字外野八九六一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字旗井二〇七〇一一二

青鹿 三郎

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年九月十八日

指令越建セ第二一〇〇九一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十六日

第四七一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字外穴辺二〇七三、二〇七四、二〇七五―一、―二、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇―一、―二、二〇八一―一、二〇八二、二〇八四―三、―五、二〇八五―一、―三、二〇八六―一、―四、二〇八七―一、二〇八八、二〇九〇―一、―二、二〇九一―一、―三、二〇九二―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町西大輪一五九八―一

有限会社美登ハウジング 代表取締役 山中 美登留

久喜市東三丁目三―五

有限会社東ハウジング 代表取締役 吉野 武

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成十八年九月二十一日

指令杉整第一五〇〇六八一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十七日

第四七二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字台字向野二八〇六一外一二七筆

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路及び水路

南埼玉郡菖蒲町大字台字向野二八〇六一五、二八〇七一三、二八〇八一三、二八〇九一三、二八一〇一三、二八一一一三、二八一二一三、二八一三一四、二八〇六一六、二八二二一四、二八五九一四、二八七七一四、二七八五一六、二七八五一七、二八〇五一六、二八〇五一七、二八〇五一五、二八〇二一八、二八二三一四、二八二四一四、二八二四一五、二八五八一三、二八七八一六、二八七八一五、二八二七一三、二八五二一四、二八八一三、二八八二一三、二八八三一三、二八八四一三、二八〇六一七、二八八二一三、二八八三一三、二八八四一四

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町昭和沼一番地

日本鑄鉄管株式会社 代表取締役 秋田 眞次

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月十六日

指令越建セ第二一〇一〇九一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十七日

第四七三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字中里字大道下六五〇―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字高柳二〇〇四―一

五十嵐 清二・五十嵐 京子

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居

和

一 日時

平成二十二年三月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教育局等職員の人事について

ロ その他

告 示

埼 玉 県

告示第二号

埼玉県教委

埼 玉 県

平成二十一年

埼玉県教委

告示第一号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に

係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十二年三月

三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月十九日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十二年四月一日から施行する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十二年四月一日以降に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇一九円	一三、三七九円
二十五歳以上三十歳未満	五、八五一円	一三、五九九円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇四円	一六、五四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、九二〇円	一九、七〇三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二一七円	二一、一四一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九二円	二四、五八一円
五十歳以上五十五歳未満	六、六〇〇円	二四、八三六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九六七円	二一、四一一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六五〇円	二〇、七五六円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一五、二三〇円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、三七九円

告 示

埼玉県教委告示第十号

平成十八年埼玉県教委告示第二十三号（埼玉県教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から施行する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

表第十二採択地区の項中「、北埼玉郡」を削る。

告示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

種類	名称及び員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
天然記念物	弁天塚のモクコク一本	北埼玉郡騎西町大字戸室一七三	若山昌男 関口寿子 一木悦子 白石恭子 若山照夫 (騎西町)	昭和十三年三月三十一日

告 示

埼玉県教委告示第十二号

次の表の上欄に掲げる埼玉県指定史跡の名称を同表下欄のように改める。

平成二十二年三月十九日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

上 欄		下 欄
名称及び員数	指定年月日	名称及び員数
埴輪窯跡 三基	昭和九年三月三十一日	馬室埴輪窯跡 三基

告示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十条の四の規定により、埼玉県選択無形民俗文化財として次のとおり選択する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

種類	名称及び員数	所在地	保護団体
選択無形民俗文化財	落合西光寺双盤念仏	飯能市落合	西光寺浅草流双盤念仏保存会

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十九日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 祥 匡

一 指示内容

コクチバスを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合で、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認したときは、この限りでない。

二 対象区域

荒川、入間川、越辺川、有間川及び神流川

三 指示期間

平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで